

2026 年 9 月 1 日

吸収分割に関する事後開示書類
(会社法第 7 9 1 条第 1 項第 1 号及び会社法第 8 0 1 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 1 8 9 条に基づく書類)

吸収分割株式会社
東京都渋谷区渋谷三丁目 2 8 番 1 3 号渋谷新南口ビル
株式会社クラブネッツ
代表取締役 芦名 真也

吸収分割承継会社
東京都港区麻布台一丁目 3 番 1 号
株式会社SHIFT
代表取締役 丹下 大

吸収分割株式会社と吸収分割承継会社は、共同して、会社法第 7 9 1 条第 1 項第 1 号及び会社法第 8 0 1 条第 3 項第 2 号並びに会社法施行規則第 1 8 9 条の定めに従い、下記のとおり吸収分割により吸収分割承継会社が承継した吸収分割株式会社の権利義務、その他の吸収分割に関する事項として法務省令で定める事項を記載した書面を備え置く。

記

1. 吸収分割が効力を生じた日 (会社法施行規則 1 8 9 条第 1 号)

2026 年 9 月 1 日

2. 吸収分割株式会社に関する事項 (会社法施行規則 1 8 9 条第 2 号)

イ. 会社法第 7 8 4 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過 (会社法施行規則 1 8 9 条第 2 号イ)

吸収分割株式会社の株主は、吸収分割承継会社のみであり、会社法第 7 8 4 条の 2 の規定による請求はありませんでした。

ロ. 会社法第 7 8 5 条、第 7 8 7 条及び第 7 8 9 条の規定による手続の経過 (会社法施行規則 1 8 9 条第 2 号ロ)

① 反対株主の買取請求

吸収分割株式会社の株主は、吸収分割承継会社のみであり、会社法 7 8 5 条による株式買取請求はありませんでした。

② 新株予約権買取請求

吸収分割株式会社が発行した新株予約権はすべて行使されており、現在残存する新株予約権はございませんので、会社法第 7 8 7 条の規定による手続は実施しておりません。

③ 債権者の異議

吸収分割会社は、吸収分割承継会社への債務の承継を重畳的債務引受の方法により行っているため、会社法第789条の規定による手続は行っておりません。

3. 吸収分割承継会社に関する事項

イ. 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続の経過

本件分割においては、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、本手続きについて該当事項はありません。

ロ. 会社法第797条の規定及び第799条（第802条第2項において準用する場合を含む。）の規定による手続の経過

① 反対株主の買取請求

本件分割においては、会社法第796条第2項本文に規定する場合に該当するため、本手続きについて該当事項はありません。

② 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2026年7月28日付の官報及び電子公告にて債権者に対し、本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議申述期限の2026年8月28日までに異議申述をされた債権者はありませんでした。なお、吸収分割承継会社には、知っている債権者はありませんので、知っている債権者に向けた各別の催告はする必要はありませんでした。

4. 吸収分割により吸収分割承継会社が吸収分割株式会社から承継した重要な権利義務に関する事項（会社法施行規則189条第4号）

吸収分割承継会社は、効力発生日である2026年9月1日に、吸収分割株式会社より吸収分割契約に記載された事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 会社法第923条の変更の登記をした日

2026年9月1日（予定）

6. 前各号に掲げるもののほか、吸収分割に関する重要な事項

イ. 吸収分割に際して交付する株式及びその割当てに関する事項

吸収分割承継会社は、本件吸収分割に際して、株式を含む一切の対価を交付しておりません。

ロ. 吸収分割承継会社の資本金及び準備金に関する事項

本件吸収分割の結果、吸収分割承継会社の資本金及び準備金に変動はありません

以上